



令和3年度



第3回「高等教育における障害のある学生の支援に関する研修会」

教職員向けオンライン研修会

より良い学生支援のために教職員が 知っておくべき法的問題

参加料
無料

本年9月に発表された全国立大学82校の保健管理施設を対象とした調査によれば、2020年度に76名の学生が自殺または自殺の疑いで死亡しており、国立大生の自殺率が過去6年で最多という結果となっています。コロナ禍が続く中、学生同士のつながりが薄くなりがちで、教職員による学生支援が期待されていますが、近年、社会が大きく変容していく中で、学生の抱える問題もより複雑になり、学生への対応もより難しくなっています。

本研修会では、大学の実情に詳しい弁護士の先生を講師にお迎えし、法的観点から学生支援を考えていきたいと思えます。本研修会では、たとえば、

- ・教職員が学生から「死にたい」と言われた場合における法的問題
 - ・教職員が学生同士のトラブル（ストーカーやデートDV、LGBTQ等のアウティング等）を知った場合に法的観点から見てすべき対処
 - ・学生から申請されてきた合理的配慮をそのままの形で提供できない場合における法的問題
- など、教職員が学生支援をする場合に直面する可能性がある法的問題について、弁護士の齋藤先生に判例等踏まえてお話いただきます。

本研修会は、教職員が学生支援において知っておくべき法的問題に関する知識を深め、それにより、教職員の皆さまがより安心して学生支援に取り組めるようになることを目的として実施します。

【日時】 令和4年1月21日（金）13:00～14:30

【実施方法】 ZOOMオンライン配信

※後日、学内限定でオンデマンド配信予定

【対象者】 本学の教員及び事務職員、高等教育機関教職員、高等学校教職員
※定員を超える場合、本学の教職員を優先的に受講できるようにします。

【講師】 齋藤祐三法律事務所

弁護士 齋藤 隆広 氏



お申し込み・
お問い合わせ
北海道大学高等教育研修センターホームページ
(<https://ctl.high.hokudai.ac.jp/20210121/psupport/>)
からお申し込みください。

